

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状</p> <p>本市の人口は市町村合併した平成17年から平成25年の間に4,711人、4.9%減少し、中心市街地においては1,693人、13.7%の減少率となっている。</p> <p>また、高齢化率を同様の比較で見ると、市全体では16.7%から28.5%に、中心市街地では26.0%から39.1%に推移し、特に中心市街地において、高齢化率が高い状況となっている。</p> <p>このような中、中心市街地においては自動車への依存度が高く、公共交通機関が十分発達していない本市においては、利用者のニーズにあった公共交通網が整備されていない。</p> <p>(2) 必要性</p> <p>今後、さらに人口減少や高齢化社会が進展することが予測される中、高齢者や障がい者など誰もが安心して快適に利用することのできる交通環境を整備することが必要である。</p> <p>本市は環境都市日本一を目指しており、中心市街地と周辺部との往来のしやすさを確保し、コンパクトで、住みやすい、環境に配慮したまちづくりを実現するためには、過度に自家用車に依存しないため公共交通のさらなる利便性向上を図っていくことが不可欠である。</p> <p>(3) フォローアップの考え方</p> <p>毎年度進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。 また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

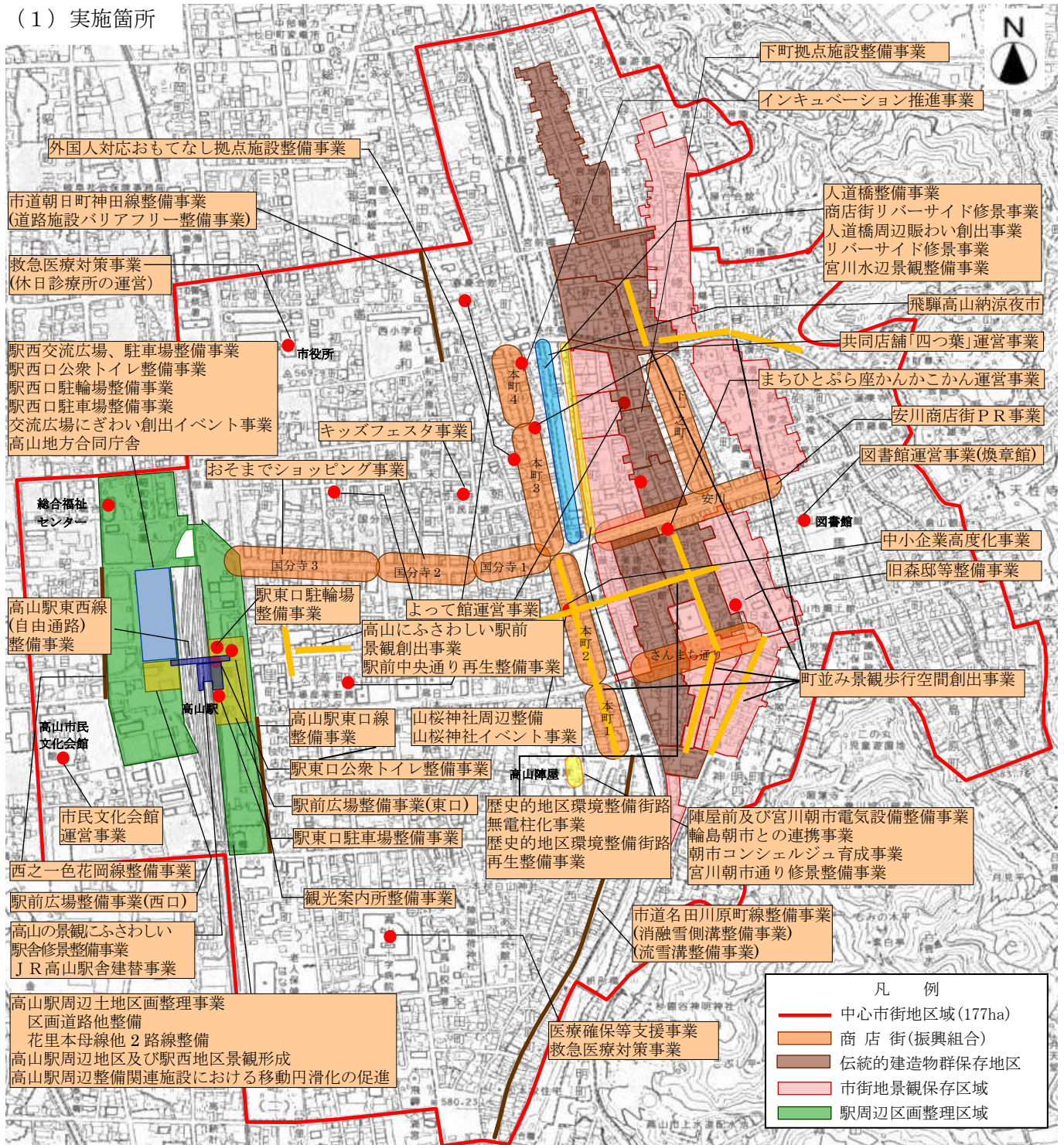
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 自転車利用の促進</p> <p>[事業内容] 環境にやさしく、健康にも良い自転車利用の促進を図る。</p> <p>[実施時期] 平成27年度～</p>	市	身近でできる実践活動として、まちなかの自転車移動を促進することで、渋滞緩和や環境負荷を低減する効果のほか、商店街の利用もしやすくなることから住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。		
<p>[事業名] 中心市街地における公共交通の利便性の向上</p> <p>[事業内容] のらマイカー及びまちなみバスの運行。</p> <p>[実施時期] 平成22年度～ 平成31年度</p>	市	市民や観光客に配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行することにより、公共交通機関による移動者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。		

<p>〔事業名〕 高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進</p> <p>〔事業内容〕 駅前広場、自由通路、駅舎など高山駅やまちなかの関連施設の整備に合わせて高齢者や障がい者などが移動しやすい環境を整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成10年度～ 平成29年度</p>	市	<p>駅前広場、自由通路、駅舎など高山駅やまちなかの関連施設の整備の際に移動円滑化に向けて取り組むことにより、高齢者や障がい者などが移動しやすくなることで、居住者や来訪者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）</p> <p>〔事業内容〕 中心市街地に自動車が集まる特定日に郊外の駐車場と中心市街地を専用バスで結ぶ。</p> <p>〔実施時期〕 平成8年度～</p>	市	<p>高山祭など特に自動車交通が中心部に集中する特定日において、郊外部の大型駐車場と中心市街地間で専用バスを運行することにより、まちなかの渋滞緩和を図るものであり、住みやすいまちを実現するため必要である。</p>		
<p>〔事業名〕 JR高山駅舎建替事業</p> <p>〔事業内容〕 自由通路と一体となりバリアフリーに配慮した橋上駅舎として整備する。</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～ 平成29年度</p>	東 海 旅 客 鉄 道	<p>高山駅は飛騨地域の交通結節点の拠点であり、バリアフリーに配慮された当市にふさわしい駅舎への建て替えを行うことにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちを実現するため必要である。</p>		

[3] 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

(1) 実施箇所



凡 例	
—	中心市街地(177ha)
—	商店街(振興組合)
—	伝統的建造物群保存地区
—	市街地景観保存区域
—	駅周辺区画整理区域

- 【中心市街地全体を対象とする事業】**
- ・ スポット整備事業
 - ・ 景観重要建築物等修景事業 (景観重要建築物、市街地景観保存区域)
 - ・ 塙等設置補助事業
 - ・ 生け垣等設置補助事業
 - ・ 高山の景観にふさわしい看板設置補助事業
 - ・ 車両進入規制実験事業
 - ・ 公衆無線LAN整備実験事業
 - ・ 歴史的町並み保存事業
 - ・ 歴史的町並み防災対策事業
 - ・ 一般開放型民間施設整備事業 (民間便所一般開放)
 - ・ 緑地保全推進事業
 - ・ ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守
 - ・ 駐車場運営事業
 - ・ 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進
 - ・ 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守
 - ・ まちの縁側創出事業
 - ・ 高齢者健康づくり・介護予防支援事業
 - ・ 健康づくり推進事業
 - ・ まち歩きのスヌー
 - ・ 銭湯でまちづくり
 - ・ 子育て支援拠点施設の運営
 - ・ 日本遺産活用整備事業
 - ・ 児童遊園地管理事業
 - ・ 家族みんなでまち歩き
 - ・ 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化
 - ・ まちなか定住促進事業
 - ・ 移住交流促進事業
 - ・ 若者定住促進事業
 - ・ 空き家活用促進事業
 - ・ 住宅改造等各種住宅建築支援
 - ・ 建築物等耐震化促進事業
 - ・ 中心市街地特例通訳案内士育成事業
 - ・ 飛騨高山サマーフェスティバル事業
 - ・ 商店街魅力創出等調査事業
 - ・ 商店街機能強化事業
 - ・ 芸術家滞在交流事業
 - ・ ドリーミングショップ事業
 - ・ 総合的な空き店舗活用促進事業
 - ・ 文化財保護事業
 - ・ ふるさと伝承記録整備事業(祭礼復興事業)
 - ・ 世界文化遺産登録推進事業
 - ・ 地産地消推進事業
 - ・ 来訪者まちかど案内事業
 - ・ 観光案内機能の強化
 - ・ まちのぎわい創出整備事業
 - ・ 歴史ガイドボランティア育成事業
 - ・ 市民によるまちづくり活動事業
 - ・ 産学官協働によるまちづくり
 - ・ 協働により取り組む各種活性化イベント
 - ・ 外国人観光客への販売環境の充実
 - ・ バリアフリー観光の推進
 - ・ 伝統工芸品産業振興事業
 - ・ 地酒を核とした地場産品販路拡大事業
 - ・ シーズルシャッター、ショーウィンドー化工事促進事業
 - ・ 街路灯整備の促進
 - ・ 駐車場利用促進事業
 - ・ 商店街活性化支援事業
 - ・ タウンモビリティ事業
 - ・ アニメをテーマにしたイベント事業
 - ・ 飛騨高山街コン事業
 - ・ 飛騨高山あんなき街なか講座事業
 - ・ 飛騨高山まちなみコンサート
 - ・ 小売店舗の適正配置指針の見直し
 - ・ 商店街の望ましい在り方についての検討
 - ・ 自転車利用の促進
 - ・ 中心市街地における公共交通の利便性の向上
 - ・ 臨時駐車場対策事業(特定日シャトルバス運行)
 - ・ おもてなし環境整備事業
 - ・ まちの魅力アップ支援事業